

# 定期監査結果報告書

令和4監査年度 第2回

(令和5年4月～令和5年7月執行分)

## 監査対象機関

○知事部局所管の各課・現地機関	84機関
・政策部 各課	6機関
・危機管理・報道局 各課	2機関
・危機管理・報道局 現地機関	1機関
・総務部 各課	7機関
・総務部 現地機関	4機関
・地域交流部 各課	5機関
・地域交流部 現地機関	1機関
・文化・観光局 各課	2機関
・SAGA2024・SSP推進局 各課	7機関
・県民環境部 各課	8機関
・県民環境部 現地機関	1機関
・健康福祉部 各課	8機関
・男女参画・こども局 各課	3機関
・産業労働部 各課	7機関
・産業労働部 現地機関	1機関
・農林水産部 各課	10機関
・県土整備部 各課	9機関
・出納局 各課	2機関
○教育委員会所管の各課	7機関
○公安委員会所管の警察本部	1機関
○その他の委員会等所管の事務局	6機関
合 計	98機関

佐 賀 県 監 査 委 員



監査第 465 号  
令和 5 年 8 月 30 日

佐賀県議会議長	大場 芳博 様
佐賀県知事	山口 祥義 様
佐賀県教育委員会教育長	甲斐 直美 様
佐賀県公安委員会委員長	奥田 律雄 様
佐賀県選挙管理委員会委員長	大川 正二郎 様
佐賀県人事委員会委員長	坂本 洋介 様
佐賀県労働委員会会長	福田 恵巳 様
佐賀県有明海区漁業調整委員会会長	西久保 敏 様
松浦海区漁業調整委員会会長	川 寄 和 正 様

佐賀県監査委員	原 惣一郎
同	荒木 敏也
同	角 貞樹
同	原田 寿雄

定期監査（令和 4 監査年度 第 2 回）の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。



# 目 次

第1	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象機関	1
3	監査の着眼点	1
第2	監査の結果	3
1	監査の結果の概要	3
2	重要な指摘事項	4
3	その他指摘事項・検討事項	5
4	監査対象機関ごとの監査結果	6
	知事部局所管の各課・現地機関	
	・政策部 各課	6
	・危機管理・報道局 各課・現地機関	7
	・総務部 各課・現地機関	8
	・地域交流部 各課・現地機関	10
	・文化・観光局 各課	11
	・SAGA2024・SSP推進局 各課	12
	・県民環境部 各課・現地機関	14
	・健康福祉部 各課	16
	・男女参画・こども局 各課	18
	・産業労働部 各課・現地機関	19
	・農林水産部 各課	21
	・県土整備部 各課	23
	・出納局 各課	25
	教育委員会所管の各課	26
	公安委員会所管の警察本部	28
	その他の委員会等所管の事務局	28
	用語の解説	30



# 1 監査の概要

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査を、佐賀県監査基準（令和 2 年 3 月 31 日佐賀県監査委員告示第 4 号）に準拠し実施したが、その状況は次のとおりである。

## 1 監査実施期間

令和 5 年 4 月～令和 5 年 7 月執行分

## 2 監査対象機関

知事部局所管の各課・現地機関	84 機関
・ 政策部	9 機関
・ 総務部	11 機関
・ 地域交流部	15 機関
・ 県民環境部	9 機関
・ 健康福祉部	11 機関
・ 産業労働部	8 機関
・ 農林水産部	10 機関
・ 県土整備部	9 機関
・ 出納局	2 機関
教育委員会所管の各課	7 機関
公安委員会所管の警察本部	1 機関
その他の委員会等所管の事務局	6 機関
合 計	98 機関

（組織・所管は令和 5 年 4 月 1 日時点）

## 3 監査の着眼点

令和 4 年度予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
  - ① 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
  - ② 検査完了後の支出は遅延していないか
  - ③ 随意契約は適正か
  - ④ 契約書の内容及び履行確認は適正か
  - ⑤ 工事の執行管理は適正か

- (4) 補助金事務は適正に処理されているか
- (5) 財産の盗難、亡失等はないか
- (6) 事務マネジメントは適正に運用されているか

用語の解説については、30 ページから 34 ページを参照

## 第2 監査の結果

### 1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、検討事項や指導事項についても、該当機関に対し通知を行った。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

#### 区分別指摘事項及び検討事項の件数

※ただし指導事項は除く

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項				1						1
その他指摘事項			11	21	6			6		44
検討事項										
合計			11	22	6			6		45

(参考)

#### 区分別指摘事項及び検討事項の件数（令和4監査年度合計）

※ただし指導事項は除く

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項			1	2	1	1				5
その他指摘事項		2	24	31	16	9		14	3	99
検討事項			1							1
合計		2	26	33	17	10		14	3	105

注：「定期監査結果報告書 令和4監査年度 第1回（令和4年10月～令和5年2月執行分）」の区分別指摘事項及び検討事項の件数との合計

重要な指摘事項 … 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 … 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検討事項 … 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

指導事項 … 重要な指摘事項及びその他指摘事項以外で、指導することが適当なもの。

## 2 重要な指摘事項

### 【健康福祉部】

- 支出負担行為で遅延しているものがあった。

(社会福祉課)

委託名	令和4年度生活保護等電算システム保守運用業務委託
契約年月日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
契約額	2,678,500円
支出負担行為すべき年月日	令和4年4月1日
支出負担行為月	令和4年10月

委託名	令和4年度生活保護版レセプト情報管理システム設定及び保守業務委託
契約年月日	令和4年4月1日
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
契約額	1,003,200円
支出負担行為すべき年月日	令和4年4月1日
支出負担行為月	令和4年10月

### 3 その他指摘事項・検討事項

- (1) 予算関係 (指摘等なし)
- (2) 給与、旅費関係 (指摘等なし)
- (3) 収入関係 (11件)
  - ① 領収証書の取扱いが適正でないもの
  - ② 収入未済があるもの
- (4) 支出関係 (21件)
  - ① 支出負担行為で遅延しているもの
  - ② 支出命令で年度区分を誤っているもの
  - ③ 検査完了後の支出で遅延しているもの
  - ④ 支払いを二重に行い返納させているもの
  - ⑤ 請求日が空欄で提出された請求書の取扱いが適正でないもの
  - ⑥ 委託費の前金払において、契約書で定めた額以上に支払っているもの
  - ⑦ 支払いが遅延し延滞金を支払っているもの
  - ⑧ 前渡資金の保管及び精算手続きが適正でないもの
- (5) 契約関係 (6件)
  - ① 委託業務の完了検査で遅延しているもの
  - ② 業務完了報告書を提出させていないもの
  - ③ 仕様書で実施することになっている業務が報告書に記載されていないもの
  - ④ 予算成立前に入札及び落札決定通知を行っていたもの
  - ⑤ 見積書の徴取について適正でないもの
- (6) 工事の執行関係 (指摘等なし)
- (7) 補助金関係 (指摘等なし)
- (8) 財産関係 (6件)
  - ① 備品の棄却手続きを行っていないもの
  - ② 備品を亡失しているもの
  - ③ 売却した備品を財務経営システムへ入力していないもの
  - ④ 土地、工作物について、財産台帳への記載が遅れているもの
  - ⑤ 公用車の事故報告書及び亡失・損傷届を提出していないもの
  - ⑥ 物品に損害を与えたもの
- (9) その他 (指摘等なし)

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

#### 4 監査対象機関ごとの監査結果

##### 知事部局所管の各課・現地機関

###### ・政策部 各課

監査対象機関名	<b>政策チーム</b>
監査執行年月日	令和5年6月30日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>企画チーム</b>
監査執行年月日	令和5年7月6日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。 ② 前渡資金の精算で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	<b>行幸啓チーム</b>
監査執行年月日	令和5年6月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>統計分析課</b>
監査執行年月日	令和5年7月4日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>秘書課</b>
監査執行年月日	令和5年5月31日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>広報広聴課</b>
監査執行年月日	令和5年7月6日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・危機管理・報道局 各課・現地機関

監査対象機関名	<b>危機管理防災課（消防保安室）</b>
監査執行年月日	令和5年7月7日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 原田寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>報道課</b>
監査執行年月日	令和5年7月5日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>防災航空センター</b>
監査執行年月日	令和5年7月7日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 原田寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 総務部 各課 ・ 現地機関

監査対象機関名	<b>法務私学課（私立中高・専修学校支援室）</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 4 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。 ② 業務完了報告書を提出させていないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>人事課（行政経営室）</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 11 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 原田 寿雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>財政課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 18 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>税政課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 18 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 仕様書で実施することになっている業務が報告書に記載されていないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>市町支援課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 6 月 20 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>資産活用課</b>
監査執行年月日	令和5年7月11日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 書損した領収証書の取扱いが適正でないものがあった。</p> <p>② 物品（デジタルサイネージ）に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>行政デジタル推進課</b>
監査執行年月日	令和5年6月21日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>公文書館</b>
監査執行年月日	令和5年7月4日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>佐賀県税事務所</b>
監査執行年月日	令和5年7月4日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>唐津県税事務所</b>
監査執行年月日	令和5年5月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（個人県民税 ほか）</p>

監査対象機関名	<b>武雄県税事務所</b>
監査執行年月日	令和5年7月5日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・地域交流部 各課・現地機関

監査対象機関名	<b>さが創生推進課（移住支援室）</b>
監査執行年月日	令和5年6月23日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	<b>国際課</b>
監査執行年月日	令和5年6月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>空港課</b>
監査執行年月日	令和5年6月23日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>交通政策課</b>
監査執行年月日	令和5年7月3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>港湾課</b>
監査執行年月日	令和5年6月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>国際交流プラザ</b>
監査執行年月日	令和5年6月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・文化・観光局 各課

監査対象機関名	<b>文化課（文化財保護・活用室）</b>
監査執行年月日	令和5年6月12日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 原田寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>観光課</b>
監査執行年月日	令和5年7月5日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ S A G A 2 0 2 4 ・ S S P 推 進 局 各 課

監査対象機関名	<b>S A G A 体 育 振 興 推 進 グ ル ー プ</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 11 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 原 田 寿 雄
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>ス ポ ー ツ 課 ( 競 技 力 向 上 推 進 室 )</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 11 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 原 田 寿 雄
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 令和 4 年度予算で支払うべき委託料を令和 5 年度予算で支払っているものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>S A G A サ ン ラ イ ズ パ ー ク 整 備 推 進 課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 11 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒 木 敏 也
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 売却した備品の財務経営システムへの入力が見逃されているものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>S A G A 2 0 2 4 総 務 連 携 チ ー ム</b>
監査執行年月日	令和 5 年 6 月 28 日 (書面による監査)
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>S A G A 2 0 2 4 企 画 広 報 チ ー ム</b>
監査執行年月日	令和 5 年 6 月 28 日 (書面による監査)
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>SAGA2024競技運営チーム</b>
監査執行年月日	令和5年6月28日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>SAGA2024施設調整チーム</b>
監査執行年月日	令和5年6月28日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 委託業務の完了検査で遅延しているものがあった。

・ 県民環境部 各課 ・ 現地機関

監査対象機関名	<b>県民協働課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 6 月 5 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 原田 寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>まなび課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 6 月 22 日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>人権・同和対策課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 6 月 7 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>くらしの安全安心課（交通事故防止特別対策室）</b>
監査執行年月日	令和 5 年 6 月 22 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 備品について棄却手続を行っていないもの及び亡失しているものがあつた。

監査対象機関名	<b>環境課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 6 月 21 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 予算成立前に入札及び落札決定通知を行っているものがあつた。

監査対象機関名	<b>原子力安全対策課</b>
監査執行年月日	令和5年6月5日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>有明海再生・自然環境課</b>
監査執行年月日	令和5年6月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	<b>循環型社会推進課</b>
監査執行年月日	令和5年6月12日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>消費生活センター</b>
監査執行年月日	令和5年6月22日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・健康福祉部 各課

監査対象機関名	<b>健康福祉政策課（がん撲滅特別対策室）</b>
監査執行年月日	令和5年6月23日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>医務課（医療人材政策室）</b>
監査執行年月日	令和5年7月20日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。（看護師等修学資金貸付金） ② 支払いを二重に行い返納させているものがあった。

監査対象機関名	<b>国民健康保険課</b>
監査執行年月日	令和5年6月15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>薬務課</b>
監査執行年月日	令和5年6月22日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。（補助金返納金） ② 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	<b>生活衛生課</b>
監査執行年月日	令和5年7月10日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 原田 寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>社会福祉課</b>
監査執行年月日	令和5年6月23日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>長寿社会課</b>
監査執行年月日	令和5年6月12日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 原田寿雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>障害福祉課（就労支援室）</b>
監査執行年月日	令和5年7月10日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 原田寿雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（社会福祉費負担金 ほか）</p> <p>② 検査完了後の支出で遅延しているものがあった。</p> <p>③ 請求日が空欄で提出された請求書の取扱いが適正でないものがあった。</p>

・男女参画・こども局 各課

監査対象機関名	<b>男女参画・女性の活躍推進課</b>
監査執行年月日	令和5年6月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>こども未来課</b>
監査執行年月日	令和5年6月22日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 委託費の前金払において、契約書で定めた額以上に支払っているものがあった。

監査対象機関名	<b>こども家庭課</b>
監査執行年月日	令和5年6月14日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

・産業労働部 各課・現地機関

監査対象機関名	<b>産業DX・スタートアップ推進グループ</b>
監査執行年月日	令和5年7月6日
監査執行者	監査委員 角貞樹 原田寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>産業グリーン化推進グループ</b>
監査執行年月日	令和5年6月27日
監査執行者	監査委員 原惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>産業政策課</b>
監査執行年月日	令和5年7月6日
監査執行者	監査委員 角貞樹 原田寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 変更支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	<b>ものづくり産業課（コスメティック構想推進室）</b>
監査執行年月日	令和5年6月6日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>企業立地課</b>
監査執行年月日	令和5年6月27日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 請求日が空欄の請求書に日付を鉛筆で記入しているものがあった。

監査対象機関名	<b>産業人材課</b>
監査執行年月日	令和5年6月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>流通・貿易課</b>
監査執行年月日	令和5年6月20日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>東部工業用水道管理事務所</b>
監査執行年月日	令和5年5月26日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・農林水産部 各課

監査対象機関名	<b>農政企画課</b>
監査執行年月日	令和5年7月18日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 見積書の徴取について適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>生産者支援課</b>
監査執行年月日	令和5年6月27日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているもの及び支払いが遅延し延滞金を支払っているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>農業経営課</b>
監査執行年月日	令和5年7月3日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(補助金返納金) ② 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>園芸農産課</b>
監査執行年月日	令和5年6月14日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為の財務システムへの入力に漏れているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>畜産課</b>
監査執行年月日	令和5年7月4日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>農山村課</b>
監査執行年月日	令和5年7月5日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>農地整備課</b>
監査執行年月日	令和5年7月5日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>林業課</b>
監査執行年月日	令和5年6月30日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>森林整備課</b>
監査執行年月日	令和5年7月13日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	<b>水産課</b>
監査執行年月日	令和5年6月21日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 見積書の徴取について適正でないものがあった。

・ 県土整備部 各課

監査対象機関名	<b>県土企画課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 4 日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>建設・技術課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 5 月 25 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>入札・検査センター</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 3 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>道路課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 6 月 30 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>土地利活用課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 3 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>まちづくり課</b>
監査執行年月日	令和5年7月6日
監査執行者	監査委員 角貞樹 原田寿雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 変更支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>② 財産台帳（土地・工作物）への記載が遅れているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>下水道課</b>
監査執行年月日	令和5年6月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>建築住宅課（施設整備室）</b>
監査執行年月日	令和5年7月12日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（住宅使用料 ほか）</p>

監査対象機関名	<b>河川砂防課（城原川ダム等対策室）</b>
監査執行年月日	令和5年7月7日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・ 出納局 各課

監査対象機関名	<b>会計課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 5 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>総務事務センター</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 3 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。(給与等返納金)

## 教育委員会所管の各課

監査対象機関名	<b>全国高校総体 2024 推進チーム</b>
監査執行年月日	令和 5 年 6 月 8 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>教育DX推進グループ</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 7 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 原田寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>教育総務課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 7 月 18 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（佐賀県育英資金貸付金 ほか）</p> <p>② 財産台帳（土地）への記載が遅れているものがあった。</p> <p>③ 公用車の事故報告書及び亡失・損傷届を提出していないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>教育振興課（特別支援教育室）</b>
監査執行年月日	令和 5 年 6 月 12 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>教職員課</b>
監査執行年月日	令和 5 年 6 月 22 日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（給与等返納金）</p>

監査対象機関名	<b>学校教育課（生徒支援室）（人権・同和教育室）</b>
監査執行年月日	令和5年6月30日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>保健体育課</b>
監査執行年月日	令和5年6月8日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

## 公安委員会所管の警察本部

監査対象機関名	<b>警察本部</b>
監査執行年月日	令和5年7月20日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(放置違反金 ほか)</p> <p>② 前渡資金の保管及び精算手続きが適正でないものがあった。</p>

## その他の委員会等所管の事務局

監査対象機関名	<b>議会事務局</b>
監査執行年月日	令和5年7月12日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>選挙管理委員会事務局</b>
監査執行年月日	令和5年6月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>人事委員会事務局</b>
監査執行年月日	令和5年6月29日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>労働委員会事務局</b>
監査執行年月日	令和5年6月29日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>海区漁業調整委員会事務局</b>
監査執行年月日	令和5年6月21日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>監査委員事務局</b>
監査執行年月日	令和5年6月29日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

## 用語の解説

用 語	説 明
定期監査	<p><b>地方自治法</b>            第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p><b>地方自治法</b>            第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p><b>地方自治法</b>            第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p>

	<p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定（受入）決議書により徴収の決定（以下「調定」という。）を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定（以下「一般調定」という。）</p> <p>(2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定（以下「払込調定」という。）</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定（以下「公金振替調定」という。）</p>
領 収 証 書	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 47 条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金（マルチペイメントネットワーク及びキャッシュレス決済によるものを除く。）を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>3 第 1 項の場合において、出納員（委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。）又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第 1 項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
支出負担行為	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p> <p>① 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為</p> <p>② 補助金の交付の決定行為</p> <p>③ 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為</p> <p>④ 給与その他の給付の支出の決定行為</p>

	<p><b>地方自治法</b>  第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
仕 様 書	<p>仕様書とは、工事や業務委託等の契約を締結する際に添付する設計図書の一部で、契約書の内容を補完するものです。</p> <p>仕様書には、共通仕様書とそれを補足する特記仕様書があります。</p> <p>例えば、工事における共通仕様書には、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成されています。</p> <p>また、特記仕様書では、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求めています。</p>
財 産 台 帳	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p> <p><b>佐賀県公有財産規則</b>  第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1)土地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2  (2)建物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4  (3)工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6  (4)立木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8  (5)船舶及び航空機 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10  (6)用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12  (7)無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14  (8)有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16</p>

<p>財 務 経 営 シ ス テ ム</p>	<p>財務経営システムとは、業務効率化と予算執行管理の強化を図ることを目的とした、予算編成から歳入執行、歳出執行、決算管理、決算統計までの統一的な管理及び、備品、公有財産、固定資産管理を行うシステムで、平成 24 年度予算から運用されています。</p>
<p>会 計 管 理 者</p>	<p>会計管理者とは、知事から命じられて、現金や有価証券、物品等の出納や保管などを行う者をいいます。</p> <p><b>地方自治法</b></p> <p>第 168 条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。</p> <p>第 170 条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 現金の出納及び保管を行うこと。</p> <p>(2) 小切手を振り出すこと。</p> <p>(3) 有価証券の出納及び保管を行うこと。</p> <p>(4) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く）を行うこと。</p> <p>(5) 現金及び財産の記録管理を行うこと。</p> <p>(6) 支出負担行為に関する確認を行うこと。</p> <p>(7) 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。</p>
<p>収 支 等 命 令 者</p>	<p>収支等命令者とは、知事及び知事の委任を受けて、収入金の徴収、支出負担行為、収入及び支出の命令、歳入歳出外現金の出納通知などを行う者をいいます。（主に所属長）</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 2 条</p> <p>(9) 知事及び知事の委任を受けて収支等の全部又は一部を行う者をいう。</p>

<p>経 理 員</p>	<p>経理員とは、会計管理者又は出納員の命を受けて、現金や物品の出納など会計管理者又は出納員の事務を補助執行する職員をいいます。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b>  第 9 条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び経理員を置く。</p> <p>第 14 条 本庁等の各課及びかいにおいては、特に任命する者のほか、次に掲げる者は、経理員に任命されたものとする。この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。</p> <p>(1) 庶務に従事する職員  (2) 出納局の職員  (3) 生産品の販売を担当する職員</p>
<p>か い</p>	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさどることのできる機関として指定されたものをいいます。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b>  第 2 条  (7) 本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等（以下「現地機関等」という。）のうち、知事が公示して指定するものをいう。</p> <p>※注…「かい」とは漢字では「<b>廨</b>」。</p>
<p>委 任 出 納 員</p>	<p>委任出納員とは、会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいいます。（主に総務課長）</p> <p><b>佐賀県財務規則</b>  第 2 条 第 10 号 委任出納員  会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいう。</p>

(注) 関係条文を一部抜粋